

# 秋の火災予防運動

統一標語 『火のしまつ 君がしなくて 誰がする』

11月9日(日)～15日(土)までの1週間、秋の火災予防運動が行われます。これからは空気が乾燥し、火災が発生しやすい季節です。火の取り扱いには、十分注意しましょう。

## 〈住宅防火 いのちを守る 7つのポイント〉

### 3つの習慣

- 寝たばこは、絶対にやめる!
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する!
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す!

### 4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**を設置する!
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、**防災品**を使用する!
- 火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器等**を設置する!
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくる!



## あなたの家にはもう設置されていますか？

総務省消防庁は、住宅火災による死者数を減少するために消防法を改正し、一般家庭にも住宅用火災警報器等の設置を義務付けることとしました。

平成23年5月31日までに設置しなければなりません。

### 住宅用火災警報器の設置場所

- 基本は「寝室」に設置。
- 寝室とは、普段就寝に使われている部屋のことです。子供部屋や老人の居室なども就寝に使われている場合は対象となります。
- 2階等に寝室がある場合はその階の階段の上部に設置。
- 台所は任意です。
- 販売は、ホームセンターや電気店、防災設備等の取扱店で販売しています。
- 津久見市では、地区の消防団が購入の斡旋を行っていますので、お気軽に相談してください。



火災・救急・救助は119番

問い合わせ先 津久見市消防本部・津久見市消防団 ☎82-5211